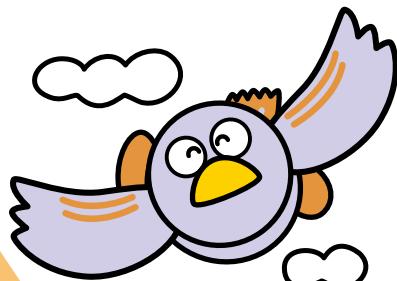
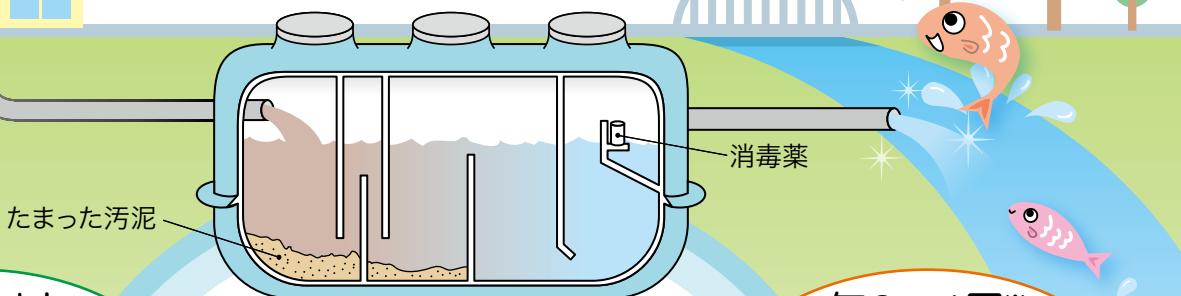


# 浄化槽を正しく使って 我が家から川をきれいに



埼玉県マスコット  
「コバトン」

家庭から出た  
汚れを浄化槽の  
微生物が食べて  
きれいにして  
いるね！



## 年1回以上 清掃

たまつた汚泥※や  
固体物の引抜き

※汚れをたくさん食べて重くなった  
微生物など

浄化槽の機能を維持し、  
川をきれいに保つための  
浄化槽使用者の**3**つの義務

## 年3~4回※ 保守点検

装置の点検・調整  
消毒薬の補充など

※浄化槽の処理方式・人槽により  
決まっています

## 毎年1回 法定検査

浄化槽機能の  
総合診断

法定検査を受けなくてよいという業者は悪質な業者です。気を付けましょう。

浄化槽は微生物の働きで汚水を浄化し、きれいな上澄みを消毒して流しています。

法定検査・保守点検・清掃がきちんと行われないと浄化槽が機能を発揮できません。

法定検査・保守点検・清掃のお問合せ先は裏面をご覧ください。

埼玉県・市町村・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会

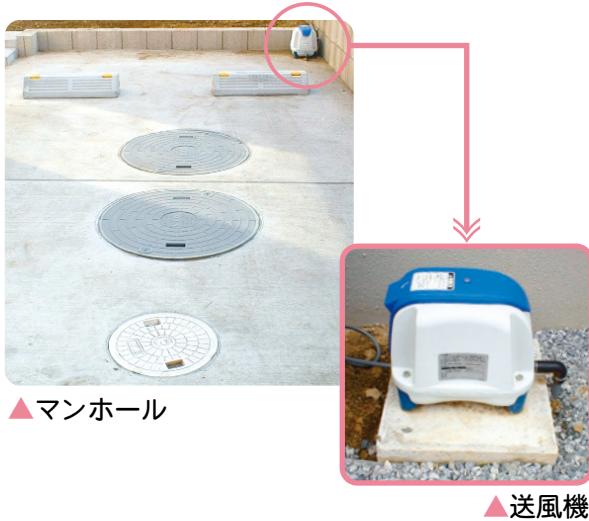
# 浄化槽 維持管理 Q & A

埼玉県マスコット  
「さいたまっち」

**Q** 水洗トイレを使用しています。  
下水道に接続されているのでは  
ないのですか。



**A** 水洗トイレ=下水道ではありません。浄化槽の場合は庭先などに2、3個のマンホールと送風機があります。



▲マンホール

▲送風機

**Q** 年1回以上必ず清掃する  
必要がありますか。



**A** 浄化槽にたまつた汚泥は、長期間放置す  
ると底部に固まつたり、浄化槽の内部を破  
損させたりして、悪臭や害虫が発生し、周囲  
が不衛生な環境になります。また、取り除く  
のに多額の費用を要することがあります。

**Q** 法定検査は何のために  
行うのですか。

**A** 法定検査とは、総合的に浄化槽の機能診断を行い、最終的に水がきれいになったことを確認する検査です。



**Q** ○○会社にお願いしているのは  
法定検査ではないですか。



**A** 法定検査を行う者は、保守点検や清掃を委託(依頼)している事業者とは異なります。お住まいの地域では(一社)埼玉県浄化槽協会が指定されています。

なお、保守点検業者が検査のお申込みや採水を代行する制度もあります。詳細は(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

**Q** 法定検査の料金は  
いくらかかりますか。



**A** 一般家庭用(10人槽以下)で5,000円です。  
※消費税はかかりません。  
※11人槽以上の場合は料金が異なります。(一社)埼玉県浄化槽協会にお問い合わせください。

## 浄化槽についてのお問合せ、お申込み先

**清掃業者** 市町村ホームページまたは市町村の  
浄化槽担当課におたずねください。

**保守点検業者** 県水環境課ホームページまたは  
環境管理事務所におたずねください。

**法定検査のお申込み先**  
**(一社)埼玉県浄化槽協会**  
**048-501-5707**

各市町村浄化槽担当課

埼玉県

□ 北部環境管理事務所 □ 048-523-2800  
□ 東部環境管理事務所 □ 0480-34-4011  
□ 秩父環境管理事務所 □ 0494-23-1511  
□ 越谷環境管理事務所 □ 048-966-2311

環境部水環境課

□ 048-830-3083  
FAX 048-830-4773